

Title	民法法ノート (六) : 昭和二四年二月分
Sub Title	民法法ノート (六) : 昭和二四年二月分 : 民法、商法、民事訴訟法、労働法
Author	田中, 實(Tanaka, Minoru) 高鳥, 正夫( Takatori, Masao) 伊東, 乾( Itō, Susumu) 須藤, 次郎( Sudō, Jirō)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1949
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.22, No.2/3 (1949. 3) ,p.117- 125
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	春季特集號
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19490301-0117">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19490301-0117</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 民事法ノート (六)

昭和二四年二月分

参考 一日 第五特別國會召集(會期四月二十一日迄)

同日 内閣總理大臣指名(吉田茂氏)

一三日 參院自然休會に入る

一四日 労働省労働法規改正試案發表

一五日 吉田首相任命式へ國務大臣認證式(第三次吉田内閣成立)

二二日 衆院休會に入る(三月二日迄)

二五日 「行政機構刷新および人員整理に關する件」  
閣議決定

二六日 最高裁判所關員補充(穂積重遠博士)

## 民法

この期間内にも、法令・判例にはみるべきものがなかつたが、その代り文獻は多かつた。次に列記する。とくに川島・山中・谷口・林諸教授の力作が刊行されたことは喜ばしい。

1 川島武宜教授「所有權法の理論」(有斐堂)——物權法の基礎をなすべき所有權についての法社會學的分析が見事に展開せら

れている。最近における最も注目すべき著作といえよう。  
2 山中康雄教授「市民社會と親族身分法」(日本評論社)——別に後記するところを見よ。

3 谷口知平教授「不法原因給付の研究」(有斐堂)——民法七〇八條に關する實證的研究で、同教授のこれまででなしてこられた著作を大成せられたもの。

4 林信雄教授「法律における信義誠實の原則」(評論)——この問題に關して、同教授が十年來つづけてこられた研究を總決算せられたもの。聞くところによれば、本書は教授の學位請求論文とされる由。文章に讀みずらい難點はあるが、その内容については既に定評あるところであらう。

5 於保不二雄教授「相續法」(成文堂)——新相續法に關する簡明な參考書。新法律學全書の一編をなす。

6 西村信雄教授「債權法總論」(成文堂)

7 中村萬吉・中村宗雄兩博士「民法通論債權篇」(下) (成文堂)

8 我妻榮教授「民主主義の私法原理」(有斐堂)——民主主義の私法における民主主義原理の發展過程が明快に説かれている。但し、綿密さにおいて若干缺けるところがありはしないだろうか。とくに民主主義が政治的なものから經濟的なものに變化する過程について、その變遷の手續を——すなわちその變化の必然性を——ヨリ一層深く追究すべきではあるまいか。

9 「新法令の研究」(8)上下(有斐堂)——改正民法および戸籍法

の解説が下巻に收められている。

10 山中康雄教授「民法學の將來進むべき途」(法律文化(四巻一號))  
民法學の學的反省として注目すべき論稿である。

11 我妻榮教授「改正民法餘話」X(法律タイム)(三巻一號)——新民法七六〇條および七六一條について輕妙な説明がみられる。

以上のすべてを、この限られたスペースで詳しく紹介・批判することはできないから、その中で私の最も興味深く讀んだものとして、とくに山中教授の「市民社會と親族身分法」をとりあげておこう。

本書は、かつて同教授が法律時報および司法協會雜誌に連載された舊稿に若干加筆せられた上、更に新民法に對する考察をも附加されたものであつて、前著「市民社會と民法」の續編をなすと同時に、いわば標記のテーマに關する同教授多年の研究の綜合ともみられる。新民法についての一應の參考書も出盡した今日、意義深い公刊といえよう。

本書の内容は前後二編に分たれ、まず前編においては、舊法を通じて市民社會における親族身分法の論理構造が究明せられ、つぎに後編においては、今次の民法改正によつてもたらされた、親族身分の廢棄に伴う自由なる家族法の誕生——すなわち舊法から新法への架構と同時に新法の批判——が論ぜられている。

何時もながら精密な論理が克明に展開せられており、敍服のほかないが、ことが廣い領域に及ぶだけに問題の餘地が多いようである。以下その一二を摘示したい。

總體的にみて理論のはこび方がきわめて形式的であることは、毎度のことながら氣になる點である。例えば、前編において、わが舊親族・相続法に集中的に表明せられた家族法秩序の體系が支配從屬の原理をもつていたことは、いうまでもなく十分に肯定できるけれども、その場合あらためて問題とされるべきことは、本來經濟的に自由・平等を中核としている市民社會において、何故家族法秩序だけが半封建的な身分制度をもたねばならなかつたのか、又それは如何にしてその成立を可能にせられたのか、という二點の究明でなければならぬ。しかるに教授はこの點について何等の説明をも與えられていないのである。もちろん教授は、本書の目的が、もともと社會學的考察でなく、單なる法文の上にあられた限りの家族制度の抽象論理的考察であることを斷つておられる(一頁三三頁)。したがつて右のような私の批評は、或は當らないものであるかもしれない。しかし、それにもかかわらず、なお私は疑う。いつたい社會學的考察を無視して、一つの歴史的現象である法規の意味内容の解明が十分に可能であるだろうか。この疑問は、更に後編の「家」の問題についてとくに著しく感ぜられる。

すなわち、例えば教授は、「父家長權の家族制度が資本制社

會に存せしめられた根據」と題する第一章において、資本制社會における安價な勞働力の補給源・老廢者の扶養引受者等の根據を指摘しつつ、市民社會が「家」を必要とするゆえんを力説しておられるのであるが、しかもこの場合、その「家」が何故「父家長權的」でなければならぬか、という點については全く言及されないのである。したがつて、教授のはげしいコトバづかいにもかかわらず、主題の焦點は必ずしも明瞭でないといわざるをえない。

資本制社會は「家」のもつ經濟・社會的な各種の機能を失わせるが、しかし家族生活が多少とも人類の生活の基本となつてゐる限りは、資本制社會においても何等かの形で「家」が残存することは、もとより當然であろう。とはいへ、それだからといって、資本制社會における「家」が半封建的な權力秩序をもたねばならない必然性は少しも説明されえない。かくて問題は、單なる形式的な資本制社會と「家」との關連ではない。したがつて、日本民法の上に表明せられた「家」を一つの視角としてとらえる以上は、わが資本制社會においては「家」が何故半封建的な家族制度として現われねばならなかつたかということが、當面の課題としてとりあげられねばならないのであるまいか。そしてまた、わが資本制社會という特殊な背景の前においてのみ成立を可能にせられたところの、一つの具體的歴史的現象としての日本民法を通じて、一般的な「市民社會と親

族身分法」の形式的構造の論理を展開するところに、すでに根本的な方法的混迷がひそんでゐるのではあるまいか、と私は考えるのである。

以上紙數がないので一方的に疑問だけをのべた。ともあれ、本書はまことに考えさせられるところの多い力作である。他日の機會を得て改めて多少まとまつた紹介・批評を試みたいと思ふ。

(昭二四・三・五) 田中 實

## 商 法

一 連合國財産の返還に關する法令として「ジェー・アンド・ビー・コウツ・リミテッドに對する財産の返還に關する政令」(二・一)が公布された。これは戰爭中に富士紡績株式會社が吸收合併した英國系の帝國製絲株式會社の分離獨立と、その株式の返還について規定したものであるが、今後、同様なケースの先例となるであらう點で注目すべきものである。

戰爭中に敵産管理法で處分した財産にはいろいろの種類のものであり、その返還も當初は教會、住宅、別荘、家具類等が主なものであつたが、その後、株式の返還が問題となり、特に最近における對日投資新規定の實施によつて、民間外資導入をめぐる經濟界の動きが一段と活潑化すると同時に、戰前、外國人が所有してゐた株式の原狀回復をどのように行うかが、各方面

から極めて重大な關心をもたれるに至つた。そこで昨年暮の東洋汽機株式會社の返還の場合と、富士紡績の場合とを中心にしてこの問題を考察してみよう。なお開戦當時における外資導入會社の主なものをあげれば、次の通りである。

會社別外資導入状況

(昭二六・一二・現在・單位千圓)

A B

會社名	會社拂込資本金	外國人拂込資本金 (%)
中央ゴム工業 (舊名ダントップゴム)	八、〇〇〇	七、九七四
東洋汽機 (舊名東洋パプコック)	三、〇〇〇	二、〇〇〇
帝國製絲	一、七五〇	一、〇五〇
三菱石油	二〇、〇〇〇	五、〇〇〇
日本電氣	四〇、〇〇〇	九、八三八
横濱ゴム	五、五〇〇	九〇九
東京芝浦電氣	二九六、〇一〇	四七、〇四八
住友電氣工業	四五、〇〇〇	六、〇〇四

(日本經濟新聞二三・一〇・二五による)

二 東洋汽機は舊名を東洋パプコックといい、戦前には總株數三萬株(一萬株)の内、一萬株を三井物産が、残りの二萬株を英國のペプコック・アンド・ウイルコックス・リミテッドが所有し、會社の支配權は英國人の手にあつた。そのため開戦後間もなく敵産管理法の適用をうけ、同法施行第一〇條の規定に基いて、

大藏大臣は敵産管理人に選任された三井物産に命じて、當時ロンドンにあつたその二萬株に相當する株式を再發行し、三千五百株を三井物産に、残りの一萬六千五百株を石川島タービンに賣却譲渡せしめた。その結果、英國人による支配がとりのぞかれたので、敵産管理法の適用から解除され社名も東洋汽機と改められた。

終戦直後、連合軍最高司令官から連合國並びに樞軸國財産の保全に關する指令(二〇・九)が發せられ、昭和一六年一月七日現在において、連合國又は連合國人が所有し又は支配したすべての財産を良好な状態に保全することが命ぜられた。そこで政府は連合國財産の保全に關する件(二〇・九二)を制定したが、それによれば敵産管理法で賣却處分した二萬株の株式と、英國人がその經營を支配していた企業體としての東洋汽機の工場そのものが連合國財産として保全の對象となり、株式については當時なおこれを所有していた三井物産と石川島芝浦タービンに、又工場については現にその工場を運用している東洋汽機に保全の義務が負わせられた。このようにして保全された連合國財産の返還手續に關する指令は昭和二二年五月六日に發せられ、政府は「連合國財産の返還等に關する件」(二一・五・三)を制定し、更にその後の指令に基いて「連合國財産の返還等に關する件施行規則」(二二・三・三)を制定公布したが、この返還手續に關する指令によれば、返還を希望する連合國人は一定の書式による返

還要求書を總司令部民間資産管理部(C・P・C)に提出し、それによつてC・P・Cは日本政府にその内容について詳細なる調査を命じ、提出された資料を検討した後、初めて具體的な返還指令が發せられることになつてゐる。

東洋汽船に關するC・P・Cの正式の調査要求は昭和二三年五月二十九日附で送附され、日本政府の回答は七月七日に提出されたが、その後も關係當事者間の擱置が重ねられ、結局一〇月一八日附で次のような返還指令が發せられた。(1)東洋汽船株式會社の社名を舊名の東洋パブコック株式會社と變更すること。(2)連合國人株主の正式の代理人に對して、開戦時にこれらの連合國人の所有していた株式二萬株を返還すること。(3)開戦時若しくはこれに近い時期現在における東洋パブコック株式會社の經理狀況を示す完全な説明書を作成すること。これには貸借對照表及び詳細な補助説明書を含む。返還時現在における右と同様の説明書。(4)返還時現在における同會社の負債の現況と程度とを示す明確な説明書を作成するために必要な手段をとること。(5)連合國人の日本政府に對する戰爭損害の請求權の問題が解決する時期までは、戰爭開始時から返還の時期までの間に同會社が負擔した債務を強制取立する結果、同會社が開戦時に所有していた土地、建物、工場設備等が他人の手に渡ることがないように、同會社を保護する必要な手段をとること。以上の指令に基いてその社名は株主總會を開いて變更され、對外的な債

權債務は新會社に完全に承継される點が確認された。こうして返還指定日までに所要の手續を終え、昭和二三年一月一日に横濱軍政部で引渡の署名を完了した。

(二四・三・一〇) 高島 正夫

## 民事訴訟法

### 一、統計と人事

(一) 昨年度民事統計 最高裁判事局の昭和二三年度民事統計が纏まつた旨、朝日新聞が報じてゐる(東京三月七。報告書の公刊は遅れるであらうから、ここに右の記事によつて主要な數字を摘記する(三月の記事だが、等は昨年の事件に關し、早い方が望ましいから、二月のノートに附へる))

#### a. 全國事件總數

(二年度) 三七七、一三三  
(一年度) 三七三、六一六

#### b. 事件別件數

イ、訴訟事件 四二、二九〇  
ロ、各種調停 四二、二一六  
ハ、家庭事件 二〇三、六六二

#### c. 裁判所別取扱件數

イ、最高裁(三三年度の) 二四四  
ロ、高裁(三三年度の) 二、五四四

- ハ、地裁(三年の) 二九〇、八六八
- 家事審判所取扱事件内訳

總數 二〇三、六六二

- イ、調停 一五% (うち相續放棄三八%、妻)
- ロ、審判 八五% (うち相續放棄三八%、妻)

(二) 最高裁判員補充 最高裁判所は、長官一名のほか、最高裁判所判事一四名を以て構成するが(五)、昨年七月庄野理一判事が辭任してから、一名判員のまま、國民審査も施行せられ、今日に至つた。その補充は芦田内閣以來の懸案であつたが、第三次吉田内閣は、二月二五日の閣議決定に基づき、穂積重遠博士を最高裁判所判事に任命(憲三九一)、二六日認證式(憲七九三)が行はれた(朝日新聞(東京)二月九日)。

二、判例

(一) 辯護士法一八條違反は訴訟行為を無効とするか——。  
 昭二三・六・一五最高判(最高判第二卷)は、これを否定する。原審(札幌)が「右規定は辯護士の訴訟行為を爲し得べき地域をその所屬辯護士會の地域内に限つた趣旨ではなく、一般に辯護士はわが司法權の及ぶ限り全國何れの地に於ても有効且適法に訴訟行為を爲し得べきものであることは明であるから、右規定の違反は單に辯護士に對する懲戒の原因たるべきことあるに止まりこれによつて直ちに右事務所に於ける受任行為その他行為を無効たらしめ又はその訴訟代理權を奪うものではないと解する

のが相當である」(旨)と判斷したに對し、上告代理人は、一八條を二四條・二五條と別異に解すべき理由のないこと、一八條違反が訴訟行為を無効とするのでなければ同條は實効を持ち得ぬこと、を理由として、これを争つた。かやうな争點に關し、最高裁は、簡單に「原審の見解は相當である」と言つて上告人の主張を排斥し、「大體原審の説明でいいのであるが、なお論旨の如く解するものとすれば、この法規は、事情を知らないで委任をした當事者本人に非常な迷惑を及ぼすものとなるであらう」と附言する。効力規定と見るべき根據はないから、判旨は正當である。

(二) 假差押の取消を免れるための本訴提起は、起訴命令所定の期間後、何時まで許されるか——。前項と同一事件。起訴命令に應ずる本訴の提起が、所定の期間の経過によつて直ちになし得なくなるものでないことは、從來の大審院の判例である(最高判には反對論がある)。争點は、これを前提とした上、原審が事實審の口頭辯論終結までと判斷するに對し、上告代理人が第一審の口頭辯論終結までと主張するところに在る。何らかの限界が無ければならぬことは當然であるが、漠然と「限界擴大ノ嫌カアル」といふだけではこれを第二審で打切る理由にならず、本訴の提起による浮動的な状態の除去をこそ一時的な假差押の解除よりも重視すべきであるから、期間後の提起を認める以上は、事實審の口頭辯論終結時を基本とする訴訟の原則に従つて

事を解決する以外の、いかなる方法も、根拠がない。第一審に限定し得ないとする判旨は正當。

### 三、文獻

(一) 中島弘道教授「權利形成の過程」學新五六卷一號 權利は人間行為によつて形成せられる具體的特殊法(他國また)である。「國民は全(國民全體)として自己の分肢(國民各個)に權利形成權能(各人が自己の意思で自分の權利義務を形成する權能)を付與したのである。但し其の際國民は、全として公共の利益を考慮すべき立場から、各人に權利形成權能の全部を與えずに其の一部を國家機關の手に留保した。それが即ち、裁判所又は行政官廳の有する私權利形成權能なのである。」

「權利は、個人の法律行為によつて一應形成されるものであるが、其の形成段階では未だ「不完全なる權利」の域を脱せず、それが判決によつて不可争性と強制執行力を與えられたとき、初めて完全なる權利となる。」判決前の權利と雖も、判決の發効に支へられて規制力を行ふから、ノー・ライイトではなく、まさしく一の權利である。……「裁判の創造性原理」の著者の譯々たる教示であるが、考究したい基本問題に屬れるから、いまは、輕率な評言を慎む。

(二) 兼子一教授「新行政訴訟の基礎理論」自治研究二四卷一二號・行政訴訟の性質・行政訴訟と民刑兩訴訟との關係・行政事件の司法化と行政權との關係・等を、僅々一〇頁に略説

して、新行政訴訟の基底を闡明せられる。新しい主張を包含せず、文字通りの概観ながら、スツバリと言切る透徹の論理は、既説の決定的要約たるの價値をもつ。

(三) その他 自治研究前掲號は行政訴訟の特輯とせられ、田中(二)教授「訴訟制度の改正」、鶴岡教授「アメリカの行政訴訟制度」等、興味ある論稿を載せる。司法資料が二九七號として、J・ゴールドスタインなる人の「家庭と法廷」を譯出したのは、家庭裁判所の運営に役立たう。我妻榮教授編「新法令の研究」(8)上下は、家事審判法・裁判官彈劾法・等、二二年第四・四半期の法令を解説する。

(昭二四・三・八稿) 伊東 乾

## 労働法

前號では専ら労働法の改正について記したので、結局今年になつてから一般的事項についてはこれが最初のノートである。従つて、こゝでは一月以來手にした文獻・論稿に關する概要の紹介並に此の期間の事件の一、二について概観して見たい。

### 事件

一、勞資協議會——去る一月二十七、八兩日に跨つて開催された勞資協議會は、たとえ總司令部經濟科學局の主體によつたものであるとしても、現下、九原則に基く經濟體制の革新を期



する以上一應當然な方向を示すものとして、その意義は積極的且つ主體的に把握されるべきである。ここでは賃金及び生産關係、雇用關係の三部門に別れて協議されたのであるが、結局勞資の協議に關して多くの根本的原則論において一致を見たにも拘らず、目的達成に關する具體的な方法・手段等の細目については必ずしも意見の一致を見ていない。方法上で大きな相異があるとしても昨年のドイツの通貨改革と同じ意味を有つ經濟九原則の遂行に當つて、勞資が相互に可なり大きな犠牲を甘受しても協議して生産を増強し、輸出を振興し經濟の自立と安定の途を得るといふ事は原則的には今更あげつろうまでもない。たと加何にそれをなすべきかといふ具體的な方法に微妙な争點が現われている。例えば經濟三原則に沿つて賃金の安定を實現するといふこと、勞資双方の公平な犠牲において勞働關係を安定し、經濟安定計畫を實現するといふ點では勞資共に原則的に異論なきところであるが、最低賃金調の確立、賃金統制の問題や、勞働關係法の改正、勞組の民主化の具體的方法等については意見の一致を見ていない。兎も角も今後改めて勞資協議會を再開するといふことに大體意見が一致していたようで、昨年解散された經濟復興會議に代るべきものも結成されようといふ氣運と共に、それが勞資の闘争の場としてよわなくて、眞の協議の場となり得れば幸いであるが、これは問題の性格からいつて單なる理論の問題に託しうべきものではない。

二、第三回全國勞働委員會連絡會議は二月二十三日を第一日として三日間東京慈惠醫院大講堂で開催された。此の會議は主として勞働關係法改正に關する勞働省試案に對し、勞委としての意見をまとめるためのものであつた。一般に勞働代表は低調で意見が活潑でなかつたようである。それは改選を通じて、闘争的な勞働委員が逐次第一線から後退せしめられつゝあることに一因を求めよう。

三、東京勞働基準局が都の兒童課と協力して調査したところによると三月一日現在で義務教育を終了しない十五歳未満の年少者が勞基法五十六條に違反して都内中、小工場で働いている者三千名のほるといふことである。そこでさしあたり就業禁止を命じたりする一方今後の調査・對策につとめるそうであるが、曩の農村子女の人身賣買問題と共に問題は單に一片の法的措置や、行政處分を以つて能く阻止しうるものではなく、深刻な社會の矛盾的實態に根ざしている。

法の理念的安當性は絶えず現實的實效性を吊り揚げる作用を營むものであるが、それは又一定の現實的實效性によつて支えられているともいえよう。從つて勞基法が勞働者に人たるに値する生活のむしろ最下限を規定するものであるに過ぎないといえ、それが適用される社會の實態が大きな矛盾的離隔を示している限り相對的意味において、その理念性は實效性に對して著しく乖離せる觀を呈してくる。

文獻・論稿

一、年頭早々吾妻光俊教授の「労働法の基本問題」(有斐)と、有泉孝教授の「労働者の企業参加」(中央)の二書に接することが出来た。前者については、本論における各論的問題についてよりも、むしろ序説において提示された總論的諸問題について一層徹底した理論の展開を希望することが本書に相應しい期待として許されよう。後者は有泉教授の「労働法研究」第一輯に載せられた研究論文に通るテーマである。教授の所謂企業における占有離脱の理論——「生産管理の法理」(法律時報十)の理解に資するものでもある。

「労働問題研究」一月號に中央勢専中山喜夫助教授の「基準法と中小工業」なる論稿がある。基準法が一方で我が國の労働事情に對して國際的一般水準迄の追隨的指標たるに過ぎず、國際的經濟的社會への參加の前提條件を性格づけるものであるが、我が國中小零細工業における非近代的・非合理的な労働の實態は労働と基準法の實效性との關係において餘りにも越え難い溝を設けているということを指摘され、更にこれを過去において法の適用外におかれた廣汎な零細規模工場が、劣悪労働條件の遺存によつて存立し、ひいて工場法の實效性を弱體ならしめ、經營の合理化促進作用を稀薄にしたという事實に對比せしめられている。抽象理論的には一應肯けることであり、又現實においてその憂い必ずしもなしとしないが、工場法における當

時とは主體的並に客體的條件を異にする勞基法について果して一概にそう見得るかは疑問である。

峯村博士は「賃金と生計費」(第三)に「スト中の賃金をめぐる法律問題」なる小論を掲げて、所謂ノロー・ワーク・ノー・ペイの原則に關する法律論を具體的問題に據つて解かれています。兎もすれば此の點において法律論を無視した暴論が公然と行われ勝ちな實情に對してきびしい批判である。

この他労働法規改正に關するもの二、三については紙數の都合上本當の紹介のみに止める。即ち、峯村博士は「労働法改正を促したもの」(改造二)は戰後勞組運動に對する反省と展望を寄せられたもの。松岡三郎氏著「憲法と労働立法」(國權文化)は労働法改正について特に解釋論的資料が豊富に提供されている。最後に「法律時報」一月號及び「東洋經濟新報」二月號は共に労働法規改正に關する特輯號で、勢・資・中立の一部代表意見が載せられている。

(二四・三・一〇)須藤 次郎

x x x x x x x

第二・三合併號正誤表

(誤)

(正)

七〇頁下段註一	rapporteur	rapporteur
七五頁上段四行	ヲ以テス	ヲ以テス創
八四頁上段二行	辭拒セラレタル證 人ハ	辭拒セラレタル證 人ハ
八五頁上段最終行	受ケタル者	受タル者
八八頁上段一〇行	死 亡スレハ	死亡スレハ(隔字 ではない)
八八頁上段一一行	期 限ニ	期限ニ(全前)
八八頁下段八行	上等裁判及ヒ大審院	上等裁判(上等裁 判所か—解題者 註)及ヒ大審院
九〇頁上段一一行	三十日物ノ	三十日分ノ
九二頁下段一行	經過スルモノハ	經過スル者ハ
九三頁下段二行	二週間	二週間
九五頁上段八行	コトヲ得ヘキ	コトヲ得可キ
九六頁上段三行	コトヲ得ヘキ	コトヲ得可キ
九七頁上段一三行	連班判事ニ附ス	連班判事ニ付ス
一二三頁下段六行	載せる	載せる